

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 大友 栄二

1 日 時

平成30年9月18日（火） 午後1時00分から
午後3時35分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

大友栄二、三浦正臣、古手川正治、末宗秀雄、藤田正道、河野成司

4 欠席した委員の氏名

平岩純子

5 出席した委員外議員の氏名

土居昌弘、木田昇

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 石川泰三 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第86号議案のうち本委員会関係部分及び第97号議案から第99号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第3号報告については、承認すべきものと全会一致をもって決定した。
- (3) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等の報告について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について並びに鑑識科学センター新築工事の状況と今後の予定についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (5) 県内所管事務調査を9月19日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課政策法務班 主査 熊野彩

文教警察委員会次第

日時：平成30年9月18日（火）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：00～14：30

(1) 付託案件の審査

第 86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）
（本委員会関係部分）

第 97号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

第 98号議案 大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例の制定について

第 3号報告 損害賠償の額の決定について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

③公社等外郭団体の経営状況等の報告について

（大分県体育協会、大分県奨学会）

④平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について

⑤大分県の運動部活動の在り方に関する方針について

⑥県立特別支援学校における個人情報書類等の紛失について

⑦爽風館高校通信課程秋季入学に係る選抜における問題配布ミスについて

⑧県教育委員会の障がい者雇用率について

(3) その他

3 警察本部関係

14：40～15：30

(1) 付託案件の審査

第 86号議案 平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）
（本委員会関係部分）

第 99号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等の報告について

（暴力追放大分県民会議、大分県交通安全協会、大分県防犯協会）

③鑑識科学センター新築工場の状況と今後の予定について

(3) その他

4 協議事項

15:30～15:40

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内所管事務調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

大友委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

なお、本日は、平岩委員が欠席しております。

また、委員外議員として土居議員、木田議員に出席いただいております。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

それでは、これより審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件及び報告1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

工藤教育長 はじめに一言私から御挨拶を申し上げたいと思っておりますが、その前に、今回、一般質問、代表質問でも大変厳しい御指摘をいただきました。障がい者雇用の雇用率について、大変な事態を引き起こしてしまいました。特に委員会の皆さま方には大変な御心配をおかけしました。心からおわびを申し上げます。

我々もいろいろ考えて、そして、できるだけ声をあげていくことをやっていかなければならないと思っております。

また、今日は諸般の報告で、学校現場におけるいろんな不祥事案についても御報告させていただきます。

大事件を起こして10年、いろんなことで改革を進めてきましたが、まだまだ道半ばだという状況でございます。再度気を引き締めてしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員会では、議案4件、諸般の報告8件について説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

佐藤教育財務課長 議案書5ページをお開き願います。第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち教育委員会所管分について御説明します。

説明はお手元に配付しております文教警察委員会説明資料を御覧ください。

1ページを御覧ください。

表の一番下、2重線で囲んでいますが、教育委員会の補正予算額は、右から2列目の欄にあるとおり8億8,996万7千円の増額です。

内訳は、ブロック塀の改修に要する経費などを盛り込んでいます。

この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にあるように1,175億8,812万6千円となります。

2ページを御覧ください。

平成30年度一般会計9月補正予算案の概要で、個別事業の御説明いたします。

1番、ブロック塀等緊急安全対策関連事業8億8,012万9千円です。

これは、地震等によるブロック塀倒壊から県民の生命、財産を守るため、県立学校40校と教職員住宅11施設のブロック塀等を撤去し、フェンスの設置等を実施するものです。2番、3番はその内訳となっています。なお、学校ごとの点検結果は3ページを御参照願います。

次に、事業番号4番、魅力あふれる農業高校情報発信事業251万円です。

これは、久住高原農業高校で新たに導入する全国公募に向けて、県外受験者の募集に関する広報活動の実施や県外向けオープンキャンパスの開催など、同校の魅力・特色を全国に発信するものです。

最後に、5番、スポーツを通じた学び推進事業732万8千円です。

これは、スポーツ庁からの委託を受けて、中学校や特別支援学校において、アスリートの講演会やパラリンピック競技の体験学習等の実施

により、児童生徒が目標に向かって努力することの大切さを学び、他者を思いやる心を育むなど、オリンピック・パラリンピックを活用して教育を実践するものです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんか。

末宗委員 ブロック塀等緊急安全対策関連事業に8億8千万円の予算がついているけど、3ページの点検結果を見たら、これは合わせて6,161メートルやね。高さは何ぼか知らないが、何かとんでもない金額なんだけど。

佐藤教育財務課長 これはブロック塀を点検した長さ。その結果どれだけ改修しないと悪いかという長さ、それを試算したものです。点検結果の内訳でございます。

末宗委員 データが出ているけど、改修する面積とは違うわけ。メーター当たりの単価を見たらびっくりしたんだけど。

佐藤教育財務課長 ブロック塀を壊してフェンスを設置すると、メーター当たり10万円ぐらい。

末宗委員 いやいや、途方もない金額やなど。ブロック塀だからね。今日はこの中に建築屋さんには来てないかな。ブロック塀の平米単価というのは分かっているのか。

佐藤教育財務課長 ブロック塀の上部をカットする費用がメーター当たり大体2万7千円かかります。目隠しフェンスをすると大体5万2千円から5万4千円ぐらいかかります。

末宗委員 いや、今計算したら14万円ぐらいになったけど。

佐藤教育財務課長 8億8千万円は学校と教職員住宅も含めた金額です。

阿部福利課長 3ページの表は学校だけのブロック塀の延長でして、これと別途、教職員住宅およそ600メートル分がこの予算の中には含まれています。

末宗委員 600メートルにしても、それは7千でもいいんや。知れているんだけど、単価が合わないんよね、どうやっても。

佐藤教育財務課長 申し訳ありません。もう一

度きちんと言います。ブロック塀をカットするだけだと2万7千円です。ブロック塀を解体して目隠しフェンスを造る場合はメーター当たり10万6千円ぐらい。解体してメッシュフェンスを付けるとメーター当たり7万5千円ぐらい。学校によって、壊すだけでいいもの、メッシュフェンスにするもの、目隠しフェンスにするもの、そういったのをいろいろ学校現場と話し合いながらした場合このくらいかかると。

末宗委員 今は不落札が多いのでうんと予算を出してください。

大友委員長 他に。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は質疑などはありませんか。

土居委員外議員 4番の魅力あふれる農業高校情報発信事業をもう少し詳しく教えてください。

檜崎高校教育課長 内容について今の案を御説明します。

大きく二つに分けています。一つは、全国の生徒に向けて幅広く広報する部分で、パンフレットやポスターを作成したり、そういった部分を考えています。

もう一つは、10月に、これは通算で第2回目になりますが、オープンキャンパスを実施します。県外の生徒も対象に考えており、貸切りバスを大分駅、大分空港、それから福岡県を発着するバスも予定しており、これらのバスを利用し、久住校を実際に見てもらい、さらには久住高原の良さも体感していただく形のオープンキャンパスを考えています。

このオープンキャンパスの内容も、中学生に魅力を感じてもらいながら、しかも農業教育の内容がしっかり分かるような形を今工夫して立案しているところでございます。

大友委員長 ほかに御質疑もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

次に、第97号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

佐藤教育財務課長 議案書の31ページをお願いします。第97号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について御説明します。

説明資料は4ページを御覧ください。

まず、1改正の内容ですが、大分県立三重総合高等学校久住校を廃止し、大分県立久住高原農業高等学校を新たに設置するものです。

2改正の理由ですが、本県の農業教育の充実を図るため、久住校の強みを生かしながら、新たなカリキュラムの導入により、農業単科校としてさらなる特色化を図るとともに、今回新たに設置する大分県立くじゅうアグリ創生塾との相乗効果を生み出すことを目的とし、久住高原農業高等学校の設置、分校としての久住校を廃止するものです。

3施行期日ですが、大分県立久住高原農業高等学校の設置については平成30年10月1日、久住校については平成31年3月31日をもって廃止し、4月1日の施行としています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんか。

藤田委員 学校の設置に異論はないんですけども。今度40名目途で、県内、県外も含めて募集するということなんですけれども、通学者の足の便、例えばJRで竹田駅まで行って、竹田駅から通学する子どもが出たときの交通機関の確保というのは何らかの手立てがありますか。

檜崎高校教育課長 現在、大分市等から通っている生徒は寮を利用しています。バス便も一部にはありますし、また、バイクや自転車等の通学も許可しています。現在のところバスの増便などは特には予定していません。新しくできる寮等を有効に活用していただきたいと考えているところです。

現在、近隣の生徒等は二輪とか原付で通学しているのが実態です。

藤田委員 県内の中学生に募集するときにはやっぱり交通アクセスってものすごく重要な点だと思うんですね。北海道の静内農業高校は、町なかから学校まで、町が無料バスを運行していましたね。これからの募集、生徒の数にもよると

思うんですが、とりわけ冬場の足の確保って通学者は厳しいのかなと。定員一杯になると想定した場合、全員が入寮するのは多分不可能だと思う。交通の便のPR、それから実態というのを考えていただきたいと要望します。

大友委員長 要望でいいですか。（「はい」と言う者あり）

河野委員 寮の話が出ましたが、寮プラス下宿で、地元にとのくらい受入れのキャパがあるかというのは調べていますか。

檜崎高校教育課長 寮は82のキャパがございます。寮を設置する際に、まずは十分やっつけけるという数をはじいているところがありますので、まず寮でしっかりキープしたいと考えています。

河野委員 40名定員で3学年、目一杯だったら120名ですよ。例えば、久住や竹田など竹田市全体の中で下宿とかは全然想定していないんですか。

檜崎高校教育課長 今のところ寮でと考えています。寮の状況を見ながらになると思いますが、県内の生徒等が利用している状況も見ながら82という数を出しています。当面はそれでやっつけけるものと考えているところです。

河野委員 県外から来る人は、ほぼ100%何らかの宿舎がいるわけですよ。それを前提にしながらということですね。分かりました。

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第98号議案大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

檜崎高校教育課長 大分県立くじゅうアグリ創生塾の設置及び管理に関する条例の制定につい

て御説明します。

議案書の32ページをお開きください。資料は5ページを御覧ください。

1 提案理由は、農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する教育の充実を図るとともに、小中学校の児童生徒等の農業への興味・関心を高めることにより、次代の農業を担う人材を育成し、もって地域農業の振興に資するため設置するものです。

2 経緯等にありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の教育機関とし、地方自治法第244条第1項の公の施設として整理するものです。

3 (2) 事業内容は、①農業に関する学科に属する高等学校の生徒に対する農業教育に関すること、②農業教育に従事する職員の研修に関すること、③小中学校の児童生徒等に対する農業体験等の機会の提供に関すること等としています。

4 施行期日は、平成31年4月1日としています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

土居委員外議員 第97号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正のところで、くじゅうアグリ創生塾との相乗効果を生み出すと書いています。具体的にどういったところを狙っているのかお伺いします。

檜崎高校教育課長 久住校については、久住高原の良さと言いますか、そこで作物を作ったり、幅広い農業をやっていただくという部分が、今度は本校化によりさらにしっかりやれることとなります。県内の九つの高等学校はそれぞれの良さを持ちながら教育をしていますが、さらに9校が久住の地に寄り集まって学習するということで、久住校の本校化とあわせて県全体の農業教育がさらに充実するという部分で、この相乗効果という部分を期待し、記載しています。

土居委員外議員 次に、管理体制並びに研修内容等を企画立案するところ、そういった組織の内容を教えてください。

檜崎高校教育課長 管理については、この職員を今から配置する中で、久住校との関係を踏まえ、しっかりくじゅうアグリ創生塾についても管理ができる体制を整えていくということを考えています。

研修内容については、三つ大きく書いています。今は前年度ですが、プレ研修という形で、まだこの場所はできていませんけれども、来年を見越してプレ研修を実施しながら、こういった形の研修がより効果的かということを見ていくところではあります。

生徒に対して、一つは、作物とか、いろいろな農業に関することについてしっかり深く学べるということをやる予定です。

また、9校が集まって横の広がりを持つような研修をやったり、地元の方々との連携という部分、また、大学等の先生や学生に来てもらい、そこでより深めたり広めたりというような研修を予定しています。教員に対しても同様です。

もう一つは、小中学校の児童生徒やその保護者等にも、幅広く農業や農業教育に対する理解を深める研修ができるよう、今鋭意準備を進めているところです。

この機関は、高校教育課の下に置くことになるので、高校教育課がしっかり管理をしていくということです。

河野委員 小中学生も利用できる公の施設というお話ですが、日帰り研修が主なのか。宿泊して何日間か農業体験をするとすると、早朝からのいろんな作業体験とか、いろんなことが考えられるんですけども。研修棟はできるが、そういった宿泊施設は今後どういう方法があるのでしょうか。さっきの高校の自主農園とか、畜産の畜舎とか、こういったものを活用するのでしょうかね、この研修施設自体は。そういう意味で相乗効果なんですか。

檜崎高校教育課長 高等学校の生徒を対象に行う研修は宿泊研修を予定しています。小中学生は、現在のところ日帰りからスタートと考えて

います。農場は、アグリ創生塾用の圃場を用意し、そちらでも作物を作ったりとかを予定しています。

河野委員 そうすると、この施設に宿泊施設も造るんですか。

檜崎高校教育課長 竹田市が造っている寮とは別に、県が造っているアグリ創生塾の中に40名が宿泊できる男女宿泊部屋を用意しています。これを活用してということになります。

河野委員 はい、分かりました。

大友委員長 ほかに御質疑もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号報告損害賠償の額の決定について、執行部の説明を求めます。

法華津教育人事課長 それでは、議案書の48ページをお開きください。第3号報告損害賠償の額の決定について御説明します。

資料は6ページから7ページですが、先に7ページから御説明します。

教員採用取消訴訟に係る上告審2件について、去る6月28日に最高裁決定が行われました。

まず、その結果について御報告します。

太枠でお示した最高裁決定の欄にありますとおり、いずれの事案も「上告を棄却する。」「上告審として受理しない。」との決定であり、これにより両事案とも判決が確定しました。

確定した内容を下の欄に整理していますが、左側の事案では、採用決定取消処分が取り消され、また賠償金33万円と、その遅延損害金の支払が確定しました。

また、右側の事案では、賠償金400万円の支払が確定しました。

この最高裁決定を受けまして、6ページを御覧ください。

本事案について、県教育委員会が平成20年9月8日付けで行った採用決定取消処分を取り消すとの判決が確定したことから、処分時に遡

って相手方の身分が回復し、このページの一番下にありますとおり、相手方に対し、処分時以降の給与の未払分及びそれに対する遅延損害金を速やかに支払う必要が生じました。

このため、遅延損害金の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、知事の専決としたことから、本件を議会に報告し承認を求めるものでございます。

遅延損害金の額は、2の(1)に記載のとおり346万2,543円であり、これは、民法の規定に基づき、給与の未払分に対して年5分の割合で算定した額であります。

なお、給与の未払分942万円と遅延損害金の約346万円については、8月31日に相手方に支払ったところです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんか。

河野委員 未払分の給与というのは、諸手当とかが、教務主任とかいろんな役職に一定の年令が経つと就いたりしますよね。そういった部分は加味されたものになっているのでしょうか。

法華津教育人事課長 実際にはそういう職に就いていませんので、主任手当等は勘案しておりません。

河野委員 これまでは正規の身分ではないということでそういうポストには就けなかったのかなという認識なんですけど、この方は平成20年9月8日に遡って身分が復活している。この給与未払分の考え方はこれでいいんですね。要するに、裁判の中で具体的にこの額という形が、計算の仕方でもいいんですけども、出ているんですか。

法華津教育人事課長 支払にあたりましては、事前に弁護士を通じて本人にこういったものは支払いますということを明示し調整した結果、給与の額を決定したところです。

河野委員 それで御本人が納得していると。はい、分かりました。

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本報告は承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本報告は承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①から③までの報告をお願いします。

佐藤教育財務課長 それでは、①大分県長期総合計画の実施状況について説明いたします。

議案書では340ページ、説明はお手元の資料の別冊、大分県長期総合計画の実施状況について（平成29年度実績）安心・活力・発展プラン2015で説明させていただきます。

5ページをお開きください。

表の左から2列目、政策欄の1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち、（1）から（4）及び（7）と、2芸術文化による創造県おいたの推進のうち（3）と、3スポーツの振興のうち（1）及び（2）の、合わせて八つが教育委員会が主管する施策です。

主な指標の達成状況を御説明いたします。

140ページをお開きください。ページ中ほどのⅡ目標指標の一番左、指標欄を御覧ください。

まず、学力向上の指標 i 児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）ですが、表の中ほど、29年度の欄にありますとおり、小学校の達成度は101.3%、中学校は102.4%となっています。

また、指標 ii の児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）の達成度は、小学校は81.4%、中学校は95.7%となっています。

児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査において、小・中学校の平均正答率が共に全国平均を上回るなど徐々に成果が現れてきているところですが、小学校算数と中学校数学で思考力・判断力・表現力、いわゆる活用力

に伸び悩みが見られるなどの課題もあります。

そこで、児童生徒の思考力・判断力・表現力を伸ばすため、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した「新大分スタンダード」の徹底による授業改善を組織的に進めるとともに、学力向上支援教員及び習熟度別指導推進教員を配置し、習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実により低学力層の底上げを図るなど、子どもたちの学力向上の取組を行っているところです。

こうした取組により、後ほど詳しく報告させていただきますが、本年度の全国学力・学習状況調査の平均正答率の合計値では、小・中学校ともに全国値を上回る過去最高の結果で、九州内でも小・中共トップクラスを維持し、学校現場での取組が進んでいると見て取れます。引き続き課題を見定め、組織的な取組により一層の授業改善を進め、子どもたちの学力向上を推進してまいりたいと思います。

次に、体力向上に関しまして、同じページのⅡ目標指標のiii児童生徒の体力（総合評価C以上の児童生徒の割合）を御覧ください。

小学校の達成度は105.1%、中学校は104.5%となっています。体育専科教員の活用や一校一実践の取組が定着したことにより、29年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点による全国順位は、小学校男子が過去最高を記録し、小学校女子と中学校男子・女子は過去最高であった昨年度と同順位となりました。

体力については着実に向上していますが、運動する子どもとそうでない子どもの二極化が依然として課題となっております。引き続き、すべての子どもたちが運動の喜びや楽しさを実感でき、運動習慣の定着が図られる取組を進めるとともに、子どもたちの健康課題の解決にも取り組んでまいります。

146ページをお開きください。

Ⅱ目標指標の i 不登校児童生徒の出現率については、達成度は91.1%です。

不登校については、様々な要因が複雑に絡み合っているため、原因特定が非常に困難で、一度不登校になってしまうとなかなか学校復帰に

つながってこない状況があります。そこで、「あったかハート1・2・3」運動による不登校の兆候の早期発見、早期対応の徹底に加え、SCや、SSW等の専門スタッフを中心とした組織的な未然防止体制の整備を図るなど、不登校の児童生徒を出さないための取組を進めているところです。

本年度は、SCとSSWの配置をさらに拡大し、国の計画を1年前倒して全ての小・中学校区をカバーする体制を整えるとともに、新たに、学校の法的相談に対応するスクールロイヤー制度を導入し、学校における教育相談体制の充実を図っているところです。

今後も、全ての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進するなど、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実を図ってまいります。

中村教育改革・企画課長 ②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価結果について御説明します。

点検・評価結果報告書は別冊でお配りしていますが、概要資料で御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

教育委員会は、毎年、教育委員会の担う事務の実施状況を点検・評価し、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出することとされており、前年度に当たる平成29年度の教育委員会の事務に関する点検・評価結果について、御説明します。

点検・評価は、大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2016）の目標指標を用いて、学識経験者の御意見をいただきながら実施しています。

大分県長期教育計画では、八つの基本目標の下、21の施策を掲げており、施策ごとに目標指標を設けています。学校教育に係るものが53指標、社会教育に係るものが5指標、文化に係るものが2指標、スポーツに係るものが4指標、合計64の指標で数値目標が設定されています。

資料9ページを御覧ください。

目標指標の達成状況は、数値目標の達成率が

100%以上であれば「達成」、90%台を「概ね達成」、80%台を「不十分」、80%未満を「著しく不十分」とする4区分で分類しています。

総数64個の指標のうち、「達成」41、「概ね達成」12、「不十分」4、「著しく不十分」7となっています。

円グラフのとおり割合で表しますと、「達成」及び「概ね達成」とされた指標の合計が全体の82.9%、8割を超える状況となっています。前年度と比較しても1.6ポイント上昇している状況となっており、全体として見れば、施策を順調に進められていると考えています。

資料の10ページを御覧ください。

64の指標ごとの達成率を、レーダーチャートで表しています。点線で表示されている円のラインが達成率100%のラインです。

上段のレーダーチャートでは、指標の1番・2番、児童生徒の学力（知識・技能）に関するものや、指標の16番から19番、小中学校の男女の体力に係るもの、指標の24番、高校生のインターンシップ経験をした生徒の割合などが達成率100%を超える状況となっています。

一方、指標の7番・8番、高校に係る指標の授業が分かれると感じる生徒の割合や主体的に学ぼうとする生徒の割合などは、達成率80%未満となっています。

下段のレーダーチャートでは、達成率100%を超えているものとして、例えば小・中学校におけるいじめの解消率、コミュニティスクールに指定された学校の割合、小中高校と特別支援学校における主幹教諭の配置対象校への配置率などの指標が達成率100%を超える状況となっており、また、社会教育・文化・スポーツの各分野の項目については、ほぼ全ての指標が達成率100%を超える状況となっています。

一方、一定の期間、継続的に外国人と一緒に活動した経験がある生徒の割合（高等学校3年生）や、小学校における不登校出現率などが達成率80%未満となっています。

また、指標52番、特別支援学校における指導教諭の配置対象校への配置率の達成率が0%

となっておりますが、これは、特別支援学校については、学校内に幼稚部、小学部、中学部、高等部の各部が置かれている中で、学校組織としての組織マネジメントの評価を図るとともに、各学部の事業改善を目的として、当分の間、指導教諭の配置よりも、学部主事に主幹教諭を配置し、学校組織の強化を図ることを優先させたことによるものです。県内の特別支援学校16校全てに主幹教諭が配置されており、指標48番の主幹教諭の配置率の指標を見ていただくと達成率が著しく高くなっています。

達成率80%未満の「著しく不十分」となった指標に関する取組については、学識経験者を委員とする大分県長期教育計画委員会においても今後の取組や指標の在り方等について多くの御意見を頂戴しました。いただいた御意見や点検・評価の結果を踏まえ、今後の教育行政の施策に適切に反映していきたいと考えています。

井上体育保健課長 教育委員会が所管する公社等外郭団体の経営状況等を御報告します。

教育委員会で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は2団体です。

お手元の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書・県有地の信託に係る事務の処理状況報告概要書の26ページを御覧ください。

まず、公益財団法人大分県体育協会についてです。

項目2を御覧ください。県は、資本金等の総額1,395万8千円の14.3%に当たる200万円を出資しています。

次に項目3の事業内容です。1の国民体育大会等の各種スポーツ大会における競技力の向上に対する助成や指導者の資質向上等を図る事業、2のスポーツ少年団の各種大会並びに講習会・研修会の開催に対する助成事業、3の体育協会に加盟している競技団体、学校体育団体及び地域スポーツ団体の組織拡充に関する事業、4のスポーツ振興の功績に対する表彰事業、5のスポーツ医科学の調査・研究に関する事業、6のホームページ、広報誌を活用した情報提供に関する事業などを行っています。

次に項目4の平成29年度の決算状況ですが、左側の正味財産増減計算書を御覧ください。経常収益2億4,093万9千円に対しまして、経常費用2億3,817万5千円となっております。当期経常増減額は276万4千円のプラスです。

右側の貸借対照表については、資産3,833万1千円に対し、負債147万6千円で、正味財産は3,685万5千円でございます。

次に項目5の問題点及び懸案事項ですが、県からの負担金が経常収益の8割を超えていることから、安定的な自主財源の確保が必要です。

項目6の対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、平成29年度から加盟団体分担金を改定し自主財源の増額を図りました。引き続き、ホームページ等の広報を通じて、企業・個人に対する賛助会員の拡大に努めます。また、事業の遂行に組織的に取り組めるよう、県としても指導・協力を行ってまいります。

佐藤教育財務課長 公益財団法人大分県奨学会の経営状況について御説明します。

44ページの項目2を御覧ください。

県は、資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%に当たる4億7,591万1千円を出資しております。

項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っており、平成29年度実績として、高等学校等奨学金については一般奨学金、通学費等奨学金、入学支度金を合わせて、延べ2,172人に対し5億3,139万9千円、大学奨学金については293人に対し1億6,632万8千円、合計延べ2,465人に対し6億9,772万7千円を貸与しています。

次に項目4の29年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は41億3,790万8千円であり、当期の正味財産増減額は1,452万9千円の減となっております。

正味財産が減少した理由は、保有債券の時価が下がったことに伴い、基本財産の評価額が減少したことが主なものでございます。

項目5の問題点及び懸案事項ですが、奨学金

の返還時期を迎える対象者の増に伴う滞納者の増加等により、返還率は80%を下回る状況にあることから、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定化のため、返還金の確実な回収が課題となっています。

項目6の対策及び処理状況といたしましては、平成21年度から債権回収に専ら従事する職員1名を配置し、24年度からは人数を2名に増員するとともに、債権管理に精通した人材を配置することで、裁判所に対する支払督促申立て等による積極的な債権回収に取り組んでおります。29年度は、文書催告や支払督促などの法的手段による債権回収を強化したことから、返還率は76.5%となり、前年度を0.8ポイント上回ったところです。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

河野委員 奨学会の奨学金について伺います。以前、奨学会に出席したときにも質疑をしたことがあるんですけど、国の動向として給付型の奨学金があったり、一定の所得水準になってからの返還を認める方式があったり、いろいろ変動はあるわけですが、奨学会でこういったものの導入の予定とかはありますか。

佐藤教育財務課長 御指摘のとおり、今、国では消費税増税を給付型奨学金の方に持っていくという動きがあります。そういった動向を見極めながら、県としても検討してまいりたいと考えています。今のところ、給付型の奨学金を導入してはおりません。

大友委員長 他にありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

土居委員外議員 長期総合計画の141ページ、施策を構成する主要事業の③児童・生徒の歯と口の健康促進事業、これは評価がAということです。大変喜ばしいことなんですけれども、県下400校弱ぐらいの小中学校があって、うち138校がやっているということです。もっと頑張ってもらいたいなと思っているんですが、その辺をちょっとお聞かせください。

もう一つ、教育に関する事務の点検評価の中で、不登校出現率のいい数字が出ていません。中を見ると、家庭に関わる状況が要因とする割合が著しく高いんです。どういう内容が多いのかについて伺うのと、その対策をどのようにしようとしているのかについて教えてください。

井上体育保健課長 まず、児童生徒の歯と口の健康促進事業に関して、フッ化物洗口の実施状況等でございます。現在、私どもの目標は、県内の小学校で、全学年で取り組んでいこう、そのフッ化物洗口の実施の割合をとにかく高めていこうということで本年度も重点事業としてあげています。現在、県下で152校の小学校が全学年で取り組んでいます。今年度の見込みですが、180から190ぐらいに伸びていくという計画を出しています。

土居委員外議員 よろしくお願ひします。

宗岡学校安全・安心支援課長 不登校に関わる部分でお答えします。まず、家庭に係るものはどういったものかということですが、我々はこの調査の中で、家庭に係るものは三つに分けておりまして、一つは、家庭の生活環境の急激な変化、その中では親の単身赴任、あるいは離婚、離職といったもの、二つ目に、親子関係をめぐる問題で親からの叱責、あるいは親の言葉や態度への子どもの反発といったもの、三つ目に、家庭内の不和ということで、両親の不和、あるいは祖父母と父母との不和といった子ども自身には関わらない家庭内の不和ということ。この三つを主に学校には理解をいただいて調査しています。ここに係る対応については、非常に内容的に難しい部分がございますけれども、本人の悩みについてはスクールカウンセラーを入れながら、あるいは家庭の状況についてはスクールソーシャルワーカーを入れながら、親御さんが落ち着けば子どもが落ち着いてくるという状況もございますので、親御さんを福祉関係機関とつないだり、あるいは医療関係とつないだり、そういった関係するところにソーシャルワーカーをつなぎながら、しっかりと対応していくといったことで取り組んでおります。

三浦副委員長 教育に関する事務の管理及び執

行状況の点検についてです。指導教諭の配置対象校への配置率が0%という説明をいただきましたが、実際、特別支援学校にとって、こういった傾向の方がプラスなのか。また、例えば、他の現状や取組状況を見ると、いつまでにといいのはある程度明記されているんですが、さきほどの説明の中でも当分の間という非常に曖昧な言い回しになっています。その辺のこれからの状況、その2点を伺いたいと思います。

法華津教育人事課長 現在、特別支援学校においては、指導教員に代えて主幹教諭を配置しています。さきほど御説明したように、特別支援学校には他の県立学校にはない学部主事、小学部、中学部、高等部ですけれども、学部主事を中心に、その学部の運営に当たっています。これまで学部主事と一般の主任はフラットの関係で、なかなか組織マネジメント上、ちょっとうまくいかなかったと。学部主事に主幹教諭を充てることで主幹教諭の下に主任が並び、学校の組織体制としては非常に分かりやすくなりました。本年度からそうしたことで各学校長から非常に学校運営が円滑にできるようになったという評価もいただいているところです。

当分の間と申しますのは、今時点では長計の計画自体を変更せずに、事実上、今、指導教諭に代えて主幹教諭を配置していますので、またそれは次期の計画の変更等を見ながら、実態に沿った形で計画の変更等も行っていきたいと考えています。

三浦副委員長 現場では非常に良いという評価でよろしいのでしょうか。

法華津教育人事課長 はい。

三浦副委員長 分かりました。結構です。

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、④及び⑤の報告をお願いします。

米持義務教育課長 本年度の全国学力・学習状況調査の結果と今後の取組について、御説明します。

資料の11ページを御覧ください。

調査は小6と中3を対象に、国語A・B、算数・数学A・Bに加え、3年に1度行われる理科が実施されました。Aは知識、Bは活用とい

うことです。

(1) 小学校の平均正答率では、全ての教科区分で全国平均を上回りました。

(2) 中学校の平均正答率は、国語A及びB、数学A、理科において全国平均を上回りました。一方、数学Bは昨年度に続き、全国平均を若干下回っています。

(3) のグラフは大分県と全国の平均正答率の合計の差を経年変化で表しています。小学校は全国平均を上回り、本年度はプラス8.1ポイントと過去最高の結果となりました。

中学校は、昨年度初めて平均正答率の合計値が全国平均を超え、今年度はプラス0.5ポイント上回り、こちらも過去最高の結果です。

12ページを御覧ください。

平均正答率の分布からみる低学力層の減少の状況です。ここで、低学力層とは、正答率が20%以下の児童生徒を指します。

左上の小国Bでは、今年度の低学力層は大分県は7.6%、全国は8.8%で、全国と比べ1.2%少ない状況です。この差は平成25年度調査では、逆に全国よりも0.3%多い状況でしたが、5年間で1.5%減少したことになります。

次に、課題の右下の中数Bは、今年度の低学力層割合が大分県は15.2%、全国14.6%で0.6%多くなりますが、全国との差は平成25年度調査から5年間で2.0%の減少となります。2%は子どもの人数に換算しますと200人程度になります。全ての教科区分で低学力層の児童生徒の減少が一層図られなければならないと強く思います。

最後に、13ページを御覧ください。

まず、本年度調査の分析について言えるのは、小・中学校ともに国語科の授業改善が進んでいるというプラス評価です。

この要因に、学力向上支援教員の配置や協議会の実施が挙げられます。具体的には、①学校図書館を活用した授業、②付けたい力を明確にした単元づくり、③課題解決的な言語活動を行うアクティブ・ラーニングの視点での指導改善等が浸透してきているからと考えます。

次には、理科が小中学校ともに好調です。この要因として、平成24年度より大分県学力調査に理科を加え、早くから実験・観察に基づく授業改善に取り組んだ結果と考えます。

一方、中学校数学Bは、記述式問題、つまり思考力を見る問題に関する正答率が全国正答率を下回っており依然課題となっています。

今後、次の3点に取り組んでまいります。

一つは、新大分スタンダードに基づく授業の質の向上です。個に応じた指導、小学校高学年以上の教科の専門性の高い指導、評価問題の質を上げる等の改善をいたします。

二つに、タテ持ちなど教科の授業の持ち方を示した中学校学力向上対策三つの提言の取組をさらに強化します。

三つに、数学指導力強化巡回指導による中学校数学科指導の徹底を図ります。本庁と教育事務所の数学担当指導主事による本年度2回目の巡回指導を今後行っていきますが、①実験・実測などを取り入れる、②しっかり思考力を伸ばす時間を設定する、③授業で生徒が論理的に説明する場面を多く行うなどを指導してまいります。

以上により、子どもの力と意欲をより一層高めてまいります。

井上体育保健課長 大分県の運動部活動の在り方に関する方針について御説明します。

15ページを御覧ください。

上段の趣旨及び構成に記載のとおり、今年3月に国が策定したガイドラインにのっとり、五つの項目により県の方針を策定いたしました。この方針策定にあたっては、5月から7月にかけて開催した有識者会議の意見を参考にさせていただきました。

中段以降に記載の各項目の内容ですが、1適切な運営のための体制整備では、学校の設置者や校長、部顧問に対して、方針や活動計画等を策定することなどを明記しています。

2合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組では、体罰の根絶や熱中症を含む事故防止を徹底することなどを明記しています。

16ページを御覧ください。

3適切な休養日等の設定ですが、中学校は週当たり2日以上、活動時間は長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度、高校は、原則、週当たり2日以上、活動時間は、平日3時間程度、休業日4時間程度とした上で、各学校で弾力的な設定ができることとしています。

4生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備では、合同部活動の推進や地域のスポーツ団体等との連携について示しています。

5学校単位で参加する大会等の見直しでは、校長が参加する大会等を精査することなどを記載しています。以上が方針の概要です。

なお、県の方針全文につきましては、別添えで冊子をお配りしていますので、後刻、御覧いただきたいと思っております。

17ページを御覧ください。

今後の日程についてです。中段より下に記載のとおり、県の方針策定後、市町村教育委員会や学校法人・学校体育団体や県立学校等への通知とともに説明会を行いました。今後ですが、市町村及び学校法人等は年内を目途に、また、各学校においては、来年3月末までに活動方針を策定し、来年度4月から本格的な運用を開始することとしています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

末宗委員 学力調査の方だけだね。この表はいろいろ頑張っているところを示していると思うんだけど、全国で何位ということだけ教えてくれたら大体分かるけどね。

それと、高校は、現在、全国で何位になっているのか教えてもらいたい。

米持義務教育課長 全国でベストテン入りという表現を新聞報道ではされておりましたが、そういった状況かと思っております。

末宗委員 何位ですか。

米持義務教育課長 小学校は全国9位、中学校は全国21位で、九州ではいずれも1位です。

末宗委員 高校はどうですか。

檜崎高校教育課長 高校は同じような指標はございません。非常に難しいんですけども、例

えば、一つの見方として、センター試験等の現役の結果というものがありますが、それも漠とした数字しかございません。何位という部分が正確に同じ指標でというのがちょっと難しいかなと思いますが、30位台程度であろうとは考えています。

末宗委員 頑張っているということで、もう10年後に期待するという感じかな。小学校は9位で、高校が30位台。特効薬がないような。順位が分かればこういう資料は余りいらぬよね。大体、常識で分かるから。はい、分かりました。

河野委員 部活動について適切な休養日等を設けるということ、それから、学校外に指導者を求めていくこと、様々な対応策があるかと思うんですが、これまであったアマチュアスポーツの振興という役割との兼ね合いについてはどのような。例えば、アマチュアスポーツの団体からの要望とかは聞いているんでしょうか。

井上体育保健課長 各学校の中で行われている運動部活動というのは大変狭い範囲になるんですが、実はその部活動の団体が主となって、大会運営をしているところは各アマチュアスポーツ団体です。そういったアマチュアスポーツ団体、要は大分県体育協会の中に所属している競技団体が主になるわけですが、そういった団体にもこの趣旨を十分に理解していただいて、特に子どもたちの健全な発育を妨げないような形で、スポーツ振興、アマチュアスポーツの振興を図っていかねばならないということを私ども県教育委員会も競技団体にもお願いもしています。また、中央競技団体からも各道府県の競技団体には国のガイドラインにきちっとのっかってやっていきましょうねといったことでふれも来ているところでございます。

アマチュアスポーツの振興は大変大事ではございますが、昔ながらのやり過ぎというのが一番子どもたちに弊害をもたらすという考えがございまして。バランスの取れた子どもたちの発育を妨げないように、アマチュアスポーツを振興させていかねばならないといったことが大きな狙いです。

河野委員 そういう意味で総合型地域スポーツクラブ等学校以外の自発的な、どちらかというと、学校という上下関係というよりはスポーツクラブという形の中での競技力のアップという方向に向かわざるを得ないのかなと思うんですけども、その辺との整合性は今後取られるのでしょうか。

井上体育保健課長 県の方針の中にも地域のスポーツクラブとの連携等もございまして。地域のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブとのコラボによって競技力を高めていく、また、部活動運営を手助けしていくといったことが当然求められます。既に今、数は少ないんですけども、県内のある総合型地域スポーツクラブでは、地域の学校に外部指導者として人員を派遣して一緒にやっているところもございまして。

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

土居委員外議員 国の運動部活動のガイドラインの策定、いろいろと見させていただきました。日本には質よりも量やというスポ根文化があるのに、こういうものを出すというのはかなりすごい勇気がいるだろうなと思って見ていました。

ちょっと惜しいのが、部外の指導者の活用というか、多分、練習の質を上げようと思えば、必然、そういったところに頼らなければならないんじゃないかなと思うんですが、その辺の議論はどのようになっているんでしょうか。

井上体育保健課長 今年から取り入れている部活動指導員とかは学校の職員さんですが、それ以外の今までの外部指導者、そういった方々にもやっぱり新たな考えというか、短時間でいかに効果を上げていくかというような意識は持ってもらうことが一番かと思っております。そのためには、まずは研修だと我々は考えております。早速、来月22日ですか、全国で実績を上げている方を講師として招き、学校の先生はもちろん、外部の指導者の方にも参加いただいているいろいろな話を聞いていただこうと。とにかく意識を変えていかねばならない。やみくもに時間だけ長くやれば、量をたくさんやればという考え方はもう古いということをみんなで共通理解を

していきたいと思っています。

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、⑥から⑧までの報告をお願いします。

後藤特別支援教育課長 県立特別支援学校における個人情報書類等の紛失について、御説明します。

資料の18ページを御覧ください。

県立特別支援学校において、生徒の個人情報を紛失いたしました。御心配をおかけする事態となったことをお詫び申し上げます。

紛失が確認された個人情報の一つ目は、1(1)ポツの、関係機関と指導の方針等を話し合うケース会議に使用する氏名・年齢・診断名・障がいの状況等を記載した資料です。

19ページを御覧ください。黒い四角でお示した、①生徒Aに関する資料2枚、②生徒Bに関する資料1枚の計3枚を紛失しております。

18ページにお戻りください。二つ目は2ポツの、タブレット型コンピュータ、氏名・住所・生年月日を入力したものです。これは、生徒Cの私物であり、初期設定のため平成30年3月末から学校で預かっていたものです。紛失による情報の流出は現在のところ確認されておられません。また、3名の生徒の保護者には謝罪し御理解をいただいたところです。現在も継続して校内等を探しておりますが、見つかってはいません。

特別支援学校には、幼児児童生徒の個人情報を記載した個別の指導計画や指導要録等、本年度15,213冊のファイルを保管しています。

今回の事案を受け、直ちに県立特別支援学校長等に対して、研修会を開催するとともに、施錠できる棚等への保管、持ち出しや返却する場合の管理職によるチェック等管理体制を全ての学校で整えていることを確認し、さらなる徹底をするよう通知したところです。

また、個人情報等の管理について、全ての教職員が理解し適切に対応できるよう、既存のマニュアルに加え特別支援学校版チェックシートを作成し、各学校に送付しました。

幼児児童生徒の情報を守り、慎重に保管すべき学校において、このような事案を起こしまし

たことをお詫びし、再発防止に取り組んでまいります。

檜崎高校教育課長 爽風館高校通信制課程秋季入学に係る選抜における問題配布ミスについて御説明します。

資料の20ページを御覧ください。

爽風館高校において、通信制課程の秋季入試における問題配布ミスが発生しました。御心配をおかけする事態となったことをお詫び申し上げます。

1の概要ですが、9月13日に実施した爽風館高校通信制課程の秋季入学の作文試験において、本来配布すべき作文題と異なる作文題を6人の受験者に配布し、試験を実施しました。配布ミスに気づいたのは、試験終了後、チェックの段階です。

通信制入学者の選考は、学びの機会を保障する観点から、志願者数が募集人員を超えない場合、爽風館高校の学修に明らかにふさわしくない者以外は受け入れることとなっています。

今回のミスへの対処として、問題の発生した作文については、全ての受験者に共通した設問である「入学しようと考えた理由」のみを採点対象としました。

その上で、調査書、志願理由書、作文及び面接の結果を基に選考し、受験者全員合格と判断しました。なお、9月14日に合格発表をしたところです。

法華津教育人事課長 このたびは、皆様に御心配をおかけする事態となりまして大変申し訳ありませんでした。

それでは、県教育委員会の障がい者雇用率について御説明します。

22ページを御覧ください。

障がい者の確認方法については、昨年度までの国の通知に「原則として」という文言があったことから、職員調書で、具体的に障がいの記述のある職員のうち、障害者手帳に記載される1級から6級の段階に相当すると判断した職員66人を含めておりました。それらを除いて算定したところ、障がい者雇用率は1.49%となり、8月27日に大分労働局へ修正の報告を

しました。

23ページを御覧ください。

66人の状況を記載しております。ガイドラインにのっとって、強制的に調査することはできませんので、障害者手帳の所持の実態を完全に把握するのは難しいという事情もあります。申告しやすいように、職員調書に記載しなくても、手帳の有無を直接教育人事課にメールで申告するなど新たな方法も取り入れることといたしました。

24、25ページを御覧ください。

教員採用においては、平成14年度から、特別枠を設けて試験を行っていますが、受験者も少なく採用できていない年度が多い状況です。教育事務でも志願者が少ないという同様の傾向にあります。

障がいのある方の雇用にあたっては、様々な障がいに応じ、職場環境やサポート体制の整備はもとより、仕事をどのようなやり方で進めるのか具体的に考え、本人の能力が最大限に発揮できるような工夫も必要であります。知事部局との連携や他県の取組も参考にしながら、対応策について検討していきます。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

河野委員 障がい者雇用率の問題です。ずっといろいろ議論はされているわけですけど、まず一番大きく疑問に思ったのは、知事部局と具体的に人事交流等もやられているにもかかわらず、なぜ取扱いに差が生じたのかが分からない。

それから、この問題について、短期的な対策と、さきほどありましたが、長期的に今後、障がい者の採用試験をどうするかという部分の二つの対策を考えなきゃいけないのかなと思っています。特に短期的な対策として対象となった66の方に協力を求めて、一番いいのは手帳の申請等をやっていただくという可能性があるんですけど、例えば、障害者手帳を持つ、それをまた申告するということについて、人事上、何らかのデメリットがあると御本人たちは思っているのかどうか、また、実際そういうことがあるのかどうかについて伺います。

法華津教育人事課長 障がい者雇用率の調査については、それぞれの任命権者ごと、知事部局であれば人事課。企業局、病院局、警察本部に。教育委員会は教育人事課にそれぞれ個別に照会があります。その過程で、私ども教育人事課でこれまで誤った運用をしたという結果でこのような事態が生じたところでございます。

それから、66人の方については御協力いただければ、障害者手帳の申請というのはあり得ると思うんですけども、それを強制してはならないと。あくまでも本人の自主性に任せるということになっておりますので、なかなかそこは難しいのかなと思っています。

それと、私どもが職員調書等で障がいの有無を聞いているのは、人事上の配慮が必要であれば、当然配慮をしないといけないという前提でこういう情報を入手しています。当然、本人に不利益を与えるという前提で行っておりませんので、そういった点を今後きちんと職員にも理解していただくような努力も必要だと思っております。

河野委員 1点目の、他の任命権者との差がなぜ生じたかということについては全く分からなかったんですが、66名の方に協力を仰ぐこと自体は可能なんですよ。要するに、いかに早く法の趣旨を逸脱している状態を修正するかということについて言えば、一番現実的な解決策としては、この66名の方々が現に障害者手帳を保有できる状態にあるならば、そういった協力を求めることではないかと思うんですけど、それはやられないんですか。

強制にならないよというのはもちろんそのとおりでんですけども、少なくとも大分県教委という公的な組織が法律に反する状況を早く脱しなきゃいけないという大きな課題を変えているわけですから、何らアクションを起こさないということではいいんでしょうか。それとも何らかの対策を講じられるんでしょうか。

法華津教育人事課長 当然、委員がおっしゃる方策も一つの方法だと思いますし、また、例えば、現在、一般職員が行っている業務から障がい者にやっていただく仕事を切り出して、そこ

に新たな雇用を結び付けていくということで、
いろんな方策を取っていかなければ、法定雇用
率、今2.4%と示されておりますけれども、
その達成は難しいと思っていますので、全力を
あげて取り組んでいきたいと考えております。

河野委員 よく分かりませんね。まあいいです。

末宗委員 ほとんど一緒に、雇用の問題だけ
ね、これは国の機関も余り守っていなかったと
いうことで。66名は障害者手帳が取れないと
いう判断をしていいんかな、端的に言えば。

法華津教育人事課長 今現在は持っていないと
いうことで、申請をすれば認められる可能性は
あるとは思っております。

末宗委員 何パーセントくらい。

法華津教育人事課長 そこは……

末宗委員 国も守らんのだし。雇用の問題は、
教育委員会の特殊性というのもあると思う。そ
の場合、教育委員会も県も同じ県庁内でやって
いるのに、それくらいのことは当然、教育委員
会が、うちはなかなか障がい者雇用が達成しな
いから行政の方でその部分を補ってくれという
ふうに通常は対処するよね。そういうのはなか
ったのか。

法華津教育人事課長 一般の事務職員につい
ては知事部局と人事交流をしています。向こ
うで障がい者枠で採用された方が人事交流で
教育委員会に来ているという実態もございま
す。

末宗委員 県全体で雇用しておけばいいわけ
やろう。教育委員会だけで達成しないと悪い
のかな。

法華津教育人事課長 障がい者雇用率はそれ
ぞれの任命権者ごとで達成するように課せら
れています。例えば、知事部局が3%で、教
育委員会が2%でいいということにはならず、
それぞれの機関が最低2.4%という義務が
課せられているところです。

末宗委員 県庁全体じゃ駄目ということだね。
そうなると、達成できなかったということは、
それなりの理由があると思う、偽証に近い形
でデータを作っているぐらいだから。障がい
者が教育の現場でやるといろんな問題がある

から僕は達成できなかったんかなと思った。
例えば、この法律は民間の大手には罰則まで
あることやからね。現場に障がい者が出て雇
用するといろんな問題が起こると思うだけ
ど、そこをおっしゃらないからなかなか理解
が進まんのやけど、そこ辺りはどう把握して
いるのか教えてもらいたい。

法華津教育人事課長 24ページ、25ペー
ジに身体障がい者枠で採用した職員の数を記
載しておりますけれども、どの職員においても
現場で十分、一般の職員と変わらずに業務を行
っていただいているところであります。

末宗委員 達成は今後いつ頃できる予定なのか。
役所に関しては達成せんでも罰則も何もないよ
うにあるから。ずるずると努力していくという
形にしていくのか、そこ辺りの本音をお聞かせ
ください。

法華津教育人事課長 障がい者雇用率未達成の
団体におきましては、労働局に雇用の改善計画、
2年間の計画を作って提出しなければなりません。
当然具体性のある計画を作っていかなければ
ならないと認識しております。

末宗委員 2年間で達成するのか。

法華津教育人事課長 2年間の計画でもし達成
できなければ、達成ができていない段階に対
して、罰則金はありませんが公表という形でのペ
ナルティーが科せられることとなります。

末宗委員 2年後に公表しちよくれ。

三浦副委員長 一般質問の中で、知事から障
がい者雇用の問題で答弁がありました。やはり今、
国の基準で本当に適正なのかという突っ込んだ
発言まであったと思います。2年間でというこ
とですけども、この知事の発言を受けて、障
がい者雇用のこれからの考え方を伺いたい。あ
わせて、知事が教育長の答弁の後、さらに挙手
をして、もう一回突っ込んだ発言をされていま
す。その辺はどうなんでしょうか。

工藤教育長 教育人事課長から説明がありま
したように、達成できなければ2年間の計画を出
せと、そこでも難しかったら公表するぞとい
う話になっております。この66名の状況を御覧
いただきたいと思うんですけども、こういう

状況なのでということで、手帳までを強制できるという状況には全くございません。あくまでも本人の意思で、こういう状況を受けて、私は取りますというお話が来れば、それはそれなりなんですけれども。こちらの方から取ってこういう形でやってくれとは指示することもできませんので、かなり厳しい状況ではあります。

そして、末宗委員からもお話がありましたけれども、ざくつとした数字で言うと約1万人、教育委員会の中で市町村の学校から含めて抱えております。その中で事務系が1千人程度です。9千人近くは先生、非常勤の講師、そして臨時講師で埋めております。子どもたちと面と向かってやっていただくということについては、やはり能力証明をしていただかないといけないという前提がございます。それについては、我々も平成14年からずっと取り組んできているんですけれども、なかなか手をあげて受験していただく方が少ないという状況。さらには、今の大学もちょっと問合せをしましたが、県内の大学でも数人いらっしゃるかどうかという状況です。そういった中で達成というのは相当厳しいなというのが今の実感ではあります。

ただ、その数字のために手帳を取ってやってくださいねという話はちょっと筋違いになるのかと思うので、より門戸を開けるようにするにはどうしたらいいかということは我々はしっかり取り組んでいかなければならないと思っていますけれども、いついつまでにこうしますとはなかなか言い切れる状況にないということであります。

いろんな努力をしなければならぬと思っていますけれども、六十数人という人数は非常に多いというところが悩ましくもあるところではあります。

三浦副委員長 新聞記事なんですけれども、障がい者団体の方から、手帳の有無だけで職業的な困難を評価するのは不十分だと。あわせて、手帳を持っていない難病の人も対象にすべきではないかという声が実際上がってきています。教育長、今日の委員会の冒頭で、いろいろ考えて声を上げていきたいという発言をされていま

したけど、この辺はどうなんでしょう。

工藤教育長 この取扱方はなかなか難しい状況があるんだろうなとは思いますが。いろんな方がいらっしゃる中で、やはり客観的な手法として手帳ということで厚労省は統一をされているんだろうと思いますけれども、現場の状況としては、ここに上げましたように、やはりいろんな事情を抱えた方がいらっしゃいます。全部をきちっと酌み取ってやっていくというようなことはやはり、国において制度的にいろいろ考えていただくしか今のところ我々の方には道がないなという感じでは思っています。

今の状況の中で門戸を広げていくということが何かできないかというのは当然考えていくんですけれども、やはり障害者手帳だけで全部状況が分かるということにはなかなかかなりづらいなと思います。難しいところなんですけどね。

三浦副委員長 ちょうど議会開会中でもあります。多分いろんな障がい者団体からも当局の方に様々な声が上がってきているんじゃないかなと思うんですけれども。何か教育委員会等で議論されて、定期的にこの問題について議論過程を発信をしていくとか、その辺はできないものなんでしょうか。

工藤教育長 我々も正にいろいろ知恵を出さなければいけないということで、内部的にいろんな協議も進めています。そういった中で、今いろいろ声を上げていただいておりますけれども、やはり直接的には国そのものがどういう考え方で整理をされるかということになるかと思っています。我々だけで打つ手が、決め手ができるかということになると、非常に難しいかなと思っていますので、福祉保健部ともいろいろ相談しながらやっていく必要があるなと思っていますけれども。ある意味、現状がよく世の中の議論に上がってくるようになったということは次の一步につながる可能性もあるかなとは思いますが。今、断定的にこうしましょうというような話はなかなか難しいですね。

河野委員 人事異動に使う職員調書の中に、配慮を求めたいと御本人が記述しているわけです

よね、いろんなこういった状態について。県教委が県民の信頼を損ねる状態になっているという組織として非常に問題点を抱えている状況の中であって、御自分が申告しているこういった内容について、手帳を保有できる方であれば御協力いただけないかという要請もできないんですかね。

さきほどから聞いていると、全然そういう積極性というものがないように思うんですが、それで本当にいいんですかね。やっぱり県民の皆さん、特に身体障がい者の団体の皆さんというのは、雇用の大きな場としての公的機関を非常に重要視されているわけですから。そういった部分をこのような状況の中で、現実障がいをお持ちの方についても働いていただいていますよというのが今までの言い方じゃないですか。本当にそれができない状態なのかというのはすごく疑問なんですけれども、その辺について、強制とかそういうことを言い出したら、それこそ職員団体との関係とかもいろいろ問題になるのは分かり切っているんですから。そうじゃなくて、あくまでも要請、協力を求めるとかいうのも全然できないものなんでしょうか。そういうことも一切しないというふうにさっきから言われているように聞こえるんですが。

工藤教育長 特定の方はどうですかねというお話はなかなか厳しい面もあるかもしれません。ただ、最初の答弁の中で申し上げましたけれども、職員調書にも出さず、自分でしっかり抱えながら頑張っているというような方、職員調書はたくさんの機関を経て人事から上がってきますから、その間でいろいろ情報のことを心配される人もいるかもしれないので、直接人事課宛てにこういう状況ですということを言うただくということは可能ですよと、今そこはアピールをしております。

調書上で上がってきた人たちだけの議論ではなくて、もっといろんな状況で、今言いましたようなところがあるかもしれないので、そこについては全体としてどうですかという問いかけはしてみたいと思います。強制にならないように十分注意をしながら、その声かけは一度は

してみたいと思います。中には、持っているけれども、もう申告しないと決めている方もいるかもしれないので、そこは協力をいただければありがたいなと思います。

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

木田委員外議員 ちょうどテレビで中村裕先生の特集もあった中で、こんなことがあって残念に感じていらっしゃる方は多いと思います。

国の省庁は何となく意図的に水増しがあつたような報道がされていたような感じも受けてるんですけど、我が県の場合、今回のことの経過を聞くと、意図的じゃなかったと言われて。そういうふうな説明が余りなかった気がするんですが、その辺のところはどうなんですか。

法華津教育人事課長 障がい者雇用率の算定にあたっては、前年度のデータをベースに退職者を引いて、新規に申出のあつた人を加えるという形でやっておりますので、意図的にこの数字が足りないのどこかから引っ張ってくるのか、そういったやり方は実際行ってはおりません。

土居委員外議員 要望なんですけれども、障がいを隠して頑張っているという思いは分かるんですけれども、やはりそうではなくて、障がいのある人もない人もお互い認め合って生きているんだという社会、これを目指していくというのが私たちの宿命ですので、やはりインクルーシブ教育に携わる教育委員会はその辺も踏まえて、理解を求めていってもらえればなと思います。よろしくお願いします。

大友委員長 他にはよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 大変大きな問題でありますので、その都度またいろいろ状況説明をしていただきながら、採用していくというのは非常に難しいことだと思いますので、教育委員会だけじゃなく外部の知恵もお借りしながら、いい方法を模索していくべきじゃないかなと思います。国の基準がどうなのかということも含めて、議論ができればいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

最後の三つ、ミスエイクの報告が続いていま

すけれども、非常に事務量が増えている中で、こういうミスが起きないように、もう一回、気を引き締めてちゃんと管理をしていただきたいと最後にお願いして終わりたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

この際、他に何かございませんか。

檜崎高校教育課長 さきほどの久住校の交通手段について、少し説明させてください。

大野竹田バスの路線バスに、竹田と長湯、直入を結んでいる路線がございます。朝は竹田駅前を7時27分に出るバスがあり、学校までの所要時間は約30分で、学校の真ん前にバス停があります。朝はこれを利用し、下校時間に大体1時間置き、4時台、5時台、6時台とバスがありまして、これで竹田駅まで行くことができます。実際、今の生徒もこのバスや列車を利用して通学している状況です。

大友委員長 ほかにないようですので、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、休憩します。

再開は2時50分といたします。

〔教育委員会退室、警察本部入室〕

午後2時45分休憩

午後2時55分再開

大友委員長 それでは、委員会を再開し、これより警察本部関係の審査を行います。

なお、本日は、平岩委員が欠席しております。

また、古手川委員が遅れております。

本日は、委員外議員として木田議員に出席いただいております。

はじめに、先般7月31日付けで新たに石川警察本部長が就任されましたので、御挨拶をお願いします。

石川警察本部長 改めまして、7月31日付けの異動で、大分県警察本部長を命ぜられました石川でございます。前任は大阪府警察で刑事部長をしておりました。出身は愛知県です。何とぞよろしくお願い申し上げます。

大友委員長をはじめ、委員の皆さま方におかれましては、平素から警察業務の各般にわたり、深い御理解と力強い御支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

県警察の運営にあたりましては、間近に控えております国民文化祭や来年度開催されますラグビーワールドカップの警備対策に万全を期すとともに、県民とともに歩む力強い警察という運営方針の下、県民の立場に立った各種の施策を推進し、県民の皆さまが安全で安心して暮らせる「日本一安全な大分」の実現に向けて、職員一丸となって最大限の努力をしてみたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、引き続き県警察への特段の御指導と御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、付託案件2件、諸般の報告3件について御審議のほど何とぞよろしくお願いいたします。

大友委員長 よろしく申し上げます。

それでは、次第に沿って委員会を進めます。

まず、第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

山田警務部長 第86号議案平成30年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、警察本部関係について御説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の5ページをお開きください。

第9款警察費の歳出予算の補正額は2億5,373万2千円の増額で、これを既定額に加えますと、補正後の総額は277億4,729万4千円となります。項別では、補正額の全額が第1項警察管理費でございます。

その内容について、別冊の平成30年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

29ページをお開きください。

今回の補正予算額2億5,373万2千円については、全額、第4目警察施設費、事業名では警察施設改修費に計上しており、大阪府北部地震で、女子児童が倒壊したブロック塀の下敷きになり死亡したのを受けて警察施設を点検し

た結果、劣化が著しいものなど改修が必要な58施設についてブロック塀の改修工事を行うものでございます。

次に、債務負担行為につきまして御説明いたします。再度、大分県議会定例会議案と記載した冊子を御覧ください。

16ページをお開きください。

5番の国東警察署整備事業でございますが、平成30年度から31年度の2か年で、国東警察署の新庁舎建設予定地の取得・造成を行うため1億7,305万8千円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

現在の国東警察署の庁舎は、築後50年が経過し、老朽化・狭隘化が著しい上、耐震対策がなされていない県下唯一の警察署で、南海トラフ巨大地震等の発生により、倒壊又は崩壊のおそれがあり、また、田深川の氾濫による洪水浸水被害が想定されており、敷地面積も県下の警察署で最小で駐車スペースも少ないことから、津波や洪水による浸水被害の想定がなく、必要な敷地面積が確保できる場所に移転し、建て替えたいと考えております。

なお、建設予定地は、国東市役所に隣接するくにさき総合文化センター南側民有地の一角で、現在の国東警察署から南方約280メートルの位置にあります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんか。

末宗委員 場所は市役所のどこかな。

山田警務部長 市役所の南側にさきほど申し上げたくにさき総合文化センターがございます。その南側は駐車場になっていますが、さらにその南側が休耕田のような形で農地が広がっており、その場所になります。

三浦副委員長 ブロック塀の関係で。さきほどの教育委員会では改修ブロック塀の長さや単価をお聞きしたんですが、58施設でこれだけの補正がついています。大体この延長と言うか、単価はどうなりますか。

田原会計課長 県全体で同じ単価に統一してお

りまして、例えば、目隠しのフェンスでしたら1メートル10万6千円とかで、県と同じ単価を利用しています。

三浦副委員長 2億5千万円ということは、ブロック塀の総延長はどれくらいの長さになるんですか。

田原会計課長 目隠しフェンスの場合が1,916メートル。ばらばらで申し訳ないんですけど、フェンスメッシュが288メートルという数字になっております。

三浦副委員長 はい。ありがとうございます。

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、さきほど審査いたしました教育委員会関係部分も含めて採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第99号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正についてですが、本案の審査にあたっては、土木建築委員会所管の条例改正案もあわせて審査をする必要があるため、同委員会に合い議をしておりますことを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

山田警務部長 議案書の33ページをお開きください。

第99号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について御説明いたします。

県下15警察署の管轄区域につきましては、警察署の名称、位置及び管轄区域条例別表中に、警察署ごとに管轄する市町村名を規定しており、大分市内の大分中央、大分東、大分南警察署の3署については関係する大字名等も含めて規定しております。

今回、大分市内の5か所の区域が新たな町の

区域として画されることに伴い、大分中央、大分東、大分南警察署の管轄区域の一部を改正するものです。

具体的な場所につきましては、資料の1ページ、警察署の管轄区域の改正についてと題した地図を作成していますので御覧ください。

改正条例の施行日は、大分市による町名の変更実施日であり、図中の①及び②の改正規定は平成30年11月23日、図中の③、④及び⑤の改正規定は平成31年1月12日となります。

なお、参考でありますがお手元の資料の2ページ、大分市大字牧の一部の住居表示変更についてを御覧ください。

大分市大字牧に所在する公の施設であります県営東原住宅の住居の表示が変更されることから、県の土木建築部が所管する条例についても改正を行うこととしており、土木建築部が土木建築委員会の場で御説明の上、議案を御審議いただくこととなっております。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑、御意見はありませんか。

河野委員 今、新しい京が丘の拡張工事が入っています。京が丘全体は以前に南署管轄から東署管轄に管轄替えが区域的にあったんですけども、新しい京が丘の今後造成される場所も同じように東署の管轄になるのか、今の時点で分かりますか。

山田警務部長 現時点ではまだ明確な方針はございませんけれども、今後そうした事態が起きましたら検討させていただこうと思います。

河野委員 はい、ありがとうございます。

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

なお、合い議をしておりました土木建築委員会の回答は、原案のとおり可決すべきものであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

山田警務部長 お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてを御覧ください。

目標達成度の評価方法等については、既に教育委員会の方から説明していますので、ここでは省略させていただきます。

別冊の3ページを御覧ください。

警察本部に関する施策は、政策欄の5安全・安心を実感できる暮らしの確立のうち、1番目の施策、犯罪に強い地域社会の確立及び2番目の施策であります、人に優しい安全で安心な交通社会の実現となっております。

以上の二つの施策について、目標の達成に向けて取組を進めているところですが、それぞれの施策において設定している指標に基づいて、御説明いたします。

資料の40ページをお開きください。

最初の施策、犯罪に強い地域社会の確立についてです。

この施策の指標は、中ほどに記載しています刑法犯認知件数と特殊詐欺被害件数となっております。

まず、指標、刑法犯認知件数についてです。

平成29年の目標4,910件以下に対しまして、実績は3,958件、これは前年比マイナス96件、マイナス2.4%で、達成度は119.4%となっております。これは、現行の統計基準とした昭和27年以降、過去最少の認知件数であり、14年連続の減少となっております。

この要因といたしましては、地域の犯罪発生状況等を的確に分析し、予防と検挙の両面から早期に対策を講じていること、犯罪抑止効果の高い防犯カメラが普及しつつあること、DNA鑑定などの科学捜査力の向上によって早期に事件検挙が図れていること、また、自主防犯パトロール隊をはじめとする地域住民や関係機関と

協働した活動により、県民の防犯意識が向上していることなどがあげられると考えております。

刑法犯認知件数は、現時点でも、減少傾向を維持しておりますが、県内では、殺人や強盗といった凶悪事件も複数発生しているほか、ストーカー・DV、子ども・女性を対象とした声かけ事案等も依然、高水準で発生しており、引き続き、予防と検挙の両面から迅速・的確な対応に努めるとともに、関係機関やボランティアと連携した諸対策を推進してまいります。

次に、二つ目の指標の特殊詐欺被害件数についてです。

平成29年の目標である150件以下に対しまして、実績は237件、達成度は42.0%、評価は「著しく不十分」となり、施策「犯罪に強い地域社会の確立」についての総合評価はB評価となっております。

特殊詐欺被害の抑止につきましては、プラン策定時の平成26年の被害件数186件を基準とし、最終年度の平成36年に90件まで半減させることを目標に掲げたところでありますが、翌27年以降、コンビニで販売している電子マネーカードを悪用した架空請求詐欺の増加傾向に歯止めがかからず、若い世代にも被害対象が拡大し、全体として被害件数が前年の平成28年に比べ18件増加したものであります。

しかし、本年に入り状況は好転しております。8月末現在、特殊詐欺被害件数は84件、前年同期比マイナス95件と大幅に減少しております。

その要因としては、これまでの地道な広報啓発活動やコールセンター事業等により県民の抵抗力が向上したこと、加えて金融機関及びコンビニ等と連携した水際対策を強化したことなどが挙げられます。

今後も引き続き、地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者の被害防止対策を推進するとともに、被害の大半を占める架空請求詐欺を抑止するべく、コンビニ等と連携した水際対策を推進してまいります。

次に、42ページをお開きください。

人に優しい安全で安心な交通社会の実現につ

いてです。

この施策の指標は、交通事故死者数と交通事故負傷者数となっております。平成29年の死者数は44人で前年より2人増加しましたが、達成度は95.2%、評価は「概ね達成」となっております。負傷者数は5,332人で前年より530人減少し、目標を達成しており、施策の総合評価はA評価となっております。

本年は8月末現在、死者数は21人で、前年同期比マイナス8人、負傷者数は2,900人で、同マイナス521人と、いずれも大幅に減少しておりますが、全死者に占める高齢者の割合が半数を超えているほか、例年、年末にかけて交通事故が多発する傾向にあり、予断を許さない状況です。

今後も引き続き、高齢者の加害・被害両面からの交通事故防止対策に力を入れていくとともに、関係機関・団体と連携した県民の交通安全意識高揚を図るための広報啓発活動や全ての人が安全で快適に行動できる交通環境の整備等、効果的な交通事故抑止対策を推進してまいります。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

木田委員外議員 さきほど特殊詐欺で、電子マネーの被害がかなり減っているということで効果が出ていると思います。具体的に1回いくぐらいのカードを送らせるような手口になっているのか、また、振り込め詐欺のときは銀行員さんが声かけとかをしていると思うんですけど、コンビニとなどではそういった声かけをされているのかお聞きします。

工藤生活安全部長 電子マネーの手口ですけれども、電話をかけて、Amazonだとか、そういったカードを買ってIDを送らせるような内容になっています。それが去年件数が増えまして、私どもとしては、広報とともに、コンビニに協力をお願いしまして、詐欺の可能性がりますよという説明ボード、店員さんが時間が

あるときは詐欺じゃないですかということの説明してもらい、買うときにあわせて「詐欺に気を付けてください」と書いた封筒に入れて渡していただくような協力をしてもらいました。それで、これはもしかしたら詐欺じゃないかなという相談を警察署にいただいて未然に防いだケースが多くなりまして、その結果、こういう形で減ってきているということです。

被害金額はまちまちですので一概にどのくらいとは言えないんですけども、30万円の場合もあります。普通そういうAmazonカードなんていうのはおかしいと思うんですけども、それでも引っ掛かってしまうものですから、そういう形で今コンビニ各店舗に管轄警察署からお願いして協力してもらい、未然防止を図っている状況でございます。

木田委員外議員 1回に30万円も買わされるわけですか。

工藤生活安全部長 それでも送ってしまうということですから。普通考えにくいんですけど。

木田委員外議員 分かりました。

末宗委員 私も最新のそういうのに弱いもんで。ATMはよく行くんだけど、ATMでは振り込みができないよね。

工藤生活安全部長 ATMも振り込みはできます。実は70歳以上の方が被害に遭うことが多いものですから、過去、ATMで振り込みをしていない70歳以上の方には、もう振り込みをさせないように銀行さんに協力をお願いして、窓口に来てもらうようにしました。その結果、70歳以上の方の振り込めの被害がなくなると。

末宗委員 ATMは振り込みができないんじゃないの。

工藤生活安全部長 少額だったらできるんですよ。ですから、電話をかけて、まんまとATMの所に行かせて、このボタンを押せ、あのボタンを押せと言って、本来受け取るつもりで行くのに、結局ボタンを押して自分が……

末宗委員 ATMというのはコンビニのATMよ。あれもできるの。コンビニに行くけどできないよ。

工藤生活安全部長 コンビニも一緒ですが、自分が行かれてですか。

末宗委員 自分で振り込みをしようと思って行ったら振り込み欄が出てこない。

工藤生活安全部長 電話がかかってきて、還付金がありますよということで、まんまとATMに行ってしまうわけですね。それで、相手の言うとおりにボタンを押すと、自分の口座から相手に振り込んでしまうという仕組みになるものですから。年寄りはその分からない。若い人なら分かるんですけどね。

末宗委員 一度、帰って実験してみよう。

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、②の報告をお願いします。

小林組織犯罪対策課長 警察本部が所管する公社等外郭団体のうち、組織犯罪対策課が所管する公益財団法人暴力追放大分県民会議の経営状況について御報告します。

説明資料の3ページをお開きください。

経営状況の説明に入る前に、暴力追放大分県民会議の概要について簡単に説明いたします。当団体は暴力のない明るく住みよい大分県の実現に寄与することを目的に、平成3年8月に公益法人として設立され、平成4年5月に暴力団対策法に基づき、県公安委員会から暴力団排除推進センターとして指定を受け、暴力団排除活動における県の中核として活動しております。

それでは、経営状況について御説明します。

当団体の存立基盤について御説明します。

項目2を御覧ください。

当団体の主たる財源は基本財産の運用収入及び賛助金等からなっております。

基本財産の6億950万円は、県から4億6,500万円、市町村や企業等から1億4,450万円の出資を受けたものです。

次に、事業内容について御説明します。

項目3を御覧ください。

当団体は、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などを行っております。

次に、平成29年度決算状況について御説明します。

項目4を御覧ください。

財務状況につきましては、当期正味財産増減額は20万2千円増加しており、正味財産期末残高は6億2,504万円となっております。

資産関係につきましては、資産総額6億3,112万8千円であり、負債総額608万9千円で、正味財産、これは純資産ですけれども6億2,503万9千円となります。

負債の主なものは、職員の退職金の積立てであり、借入金もなく経営状況は安定しております。

次に、問題点、懸案事項及びその対策について御説明します。

項目5、6を御覧ください。

経営状況は安定しているものの、近年の暴力団情勢や経済動向の影響により、賛助会員の獲得が困難化の傾向にあります。大分県警察といたしましては、当団体のあらゆる活動を通じて広く県民に広報するなどして、活動状況に理解を求め、新規賛助会員の開拓に努めるよう指導監督するとともに、より緊密な連携を図りながら暴力団排除活動を推進してまいります。

筒井交通企画課長 続きまして、交通企画課が所管する公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の4ページを御覧ください。

なお、当団体の代表者は、平成30年6月29日付けで、幸重綱二会長から杉原正晴会長に変更となっております。

項目2のとおり、当団体への県からの出資金はありませんが、運転免許更新時講習事務や保管場所入力業務等、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っていることなどから、特に指導監督をする必要がある団体になっています。

項目3の事業内容ですが、交通安全思想普及のための広報啓発や交通安全教育、交通秩序維持のための優良運転者の育成や運転者教育等の交通事故防止活動を実施しています。

項目4の29年度の決算状況については、下線を引いています当期正味財産増減額は28万3千円の減少となっております。

主な要因としては、運転免許更新者数の減少に伴う会費収入の減少や職員の給与額を引き上げたことに伴う支出の増加があげられます。

項目5の問題点及び懸案事項については、さきほど述べたように運転免許更新者数の減少等の影響により経常収益が前年度より減少していることのほか、財政再建計画期間中に多くの職員が自主退職したことから、職員の待遇改善を図り、人材を確保する必要があったため、賞与額を0.5か月分増加したことで支出が増加したものであります。

こうした課題については、項目6の対策及び処理状況に記載したとおり、健全な組織運営を図るため、今後、会費収入の増加に取り組むとともに、給与の適正化等により職員の確保に努めるよう、県警察として、必要な指導、助言を行っていくこととしています。

佐藤生活安全企画課長 生活安全企画課が所管する公益財団法人大分県防犯協会の経営状況等について御報告します。

文教警察委員会説明資料の5ページをお開き願います。

大分県防犯協会は、県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

項目2にありますとおり、同団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。

大分県防犯協会への県職員の業務援助はありません。

項目3の事業内容ですが、同団体は、防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しております。

次に、項目4の財務状況ですが当期正味財産額は169万8千円増加し、正味財産期末残高は3,611万8千円となっております。

増加の主な要因は、自転車販売台数等が前年度に比べて増加したため、同団体の主要事業である自転車防犯登録手数料の収益が増加したことなどによります。

最後に項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてであります。

ここ数年、経営状況は安定しており、賛助会費収入について、昨年度は増加に転じたものの、賛助会員数は近年減少傾向にあります。

防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の理解と協力が不可欠であります。

そのための対策として、同団体ではホームページや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼びかけ、当団体役員による企業の訪問等により、各種団体への協力依頼等を行っているところです。

警察本部としましても、自主防犯活動の中核である同団体に対して、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について必要な助言を行っていくこととしています。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

河野委員 防犯協会の自転車登録について伺います。私どもは、これまで自転車商組合（大分県自転車二輪車商協同組合）から陳情、要望をいただいたことがありまして、その内容は、防犯協会の自転車登録の業務は、本来、自転車商組合がやっていた分野をシェアする形でやられるようになり、自転車商組合の社会貢献活動として高校等に出向いて通学用の自転車等の整備状況をチェックする原資としてこの防犯登録の部分を使っていたが、ほとんどそういった社会貢献活動ができないまでシェアの減少になっているということでした。

これは、官民のすみ分けが大分県の場合はなかなかうまくいっていないからだという相談をいただいたことがあるんです。さきほど防犯協会の自転車の防犯登録が非常に増えて収益増につながったというお話だったものですから。

この辺について、自転車商組合とかとの話し合いはこれまでに何回かあって、私も話し合いをあっせんしたこともあるんですが、具体的に最近こういう状況というのはどうなんでしょうか。

佐藤生活安全企画課長 確かに防犯協会の方が多く取扱いをしているという実態がございます。しかしながら、警察としてはどちらもできると

いうことであり、法律的にも自転車に関しては防犯登録をするということになっておりますから、現時点では両方、平等に会議とか周知をして、活動をお互いがやりやすいように御案内しているところでございます。シェアについては、それぞれが自分たちの活動範囲内を広げていくところでございますので、それに介入するわけにはいきませんが、そういう会合とか、いろいろな手続とかいうので新しいところが出てきたときには、一緒に同じ場所で同じように説明をしているところでございます。

河野委員 実際のところ、各警察署の交通担当部署の方々が地域を回って、そういった自転車を販売しているところに行った際に、防犯協会の登録推進の呼びかけをしているという苦情をいただいたこともある。警察が防犯協会の方に力を入れているという言われ方を私どもは聞いているので。その辺について、これまでもよく話し合いをしていただきたいと言ってきたんですけども、力関係という部分で非常に厳しいと伺っています。

佐藤生活安全企画課長 分かりました。警察としては片寄ることのないように今指導しているところですから、徹底していききたいと思います。

河野委員 お願いいたします。

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、③の報告をお願いします。

山田警務部長 現在建設中の鑑識科学センター新築工事の状況と今後の予定について、御報告いたします。

文教警察委員会説明資料の6ページをお開きください。

1の工事の状況と新庁舎の概要でございますが、(1)工事の状況については、工事は順調に進んでおり、8月末現在で全体の85%程度が完成しております。

庁舎は、躯体がほぼ完成し、現在は内装の仕上げ工事を進めている状況でございます。

現在の状況は、資料の下段の写真を御覧ください。

さい。

(2) 新庁舎の概要について御説明いたします。

庁舎は鉄筋コンクリート造り4階建て、延べ床面積は約2,984平方メートルです。

敷地は、大分市高江西の大分インテリジェントタウンの一角にある県有地で、面積は約4,451平方メートルとなっております。

建設費は、設備工事も含め約11億1,780万円でございます。

新庁舎には、県庁舎新館及び警察本部別館に分散し、新たな鑑定機器の導入等により狭隘となっていた科学捜査研究所及び科学捜査研究所との関連性が強い鑑識課を移転させるとともに、時効の撤廃・延長による証拠品の長期・適正保管に適切に対応するための証拠品保管庫もあわせて整備いたします。

次に、2今後のスケジュールですが、完成・引渡しは、当初の予定どおり本年10月31日となる見込みでございます。

その後、11月17日から25日の間に新庁舎へ移転し、11月26日の月曜日午前9時に新庁舎での業務を開始する予定でございます。

大友委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別にないようですので、これをもって、警察本部関係の審査を終わります。

お疲れさまでした。

〔警察本部、委員外議員退室〕

大友委員長 それでは、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

次に、県内所管事務調査について、お手元に日程表を配付しております。

概要を事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

大友委員長 県内所管事務調査について、御質問等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 それではこの案で決定いたします。

明日の午後1時に、出発しますのでよろしくお願ひします。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。